

第二十八回国会 衆議院 文教委員会議録 第五号

昭和三十三年二月二十八日(金曜日) 午前十時四十分開議

出席委員

- 委員長 山下 榮二君
- 理事 伊東 岩男君 理事 稻葉 修君
- 理事 高村 坂彦君 理事 河野 正君
- 理事 佐藤 次郎君
- 大橋 忠一君 渡海 元三郎君
- 並木 芳雄君 山口 好一君
- 木下 哲君 小牧 次生君
- 櫻井 奎夫君 鈴木 義男君
- 高津 正道君 平田 ヒデ君

出席國務大臣

- 文部大臣 松永 東君

出席政府委員

- 文部政務次官 臼井 莊一君
- 文部事務官(大) 緒方 信一君
- 学学術局長 (文部事務官) 北岡 健二君
- (調査局長) 海上保安庁長官 島居 辰次郎君

委員外の出席者

- 文部事務官(調) 白石 大二君
- 査局(調) 石井 昂君
- 専門員 石井 昂君

本日の会議に付した案件

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号) 育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号) 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号) 南極地域編制に関する件

第一類第六号 文教委員会議録第五号 昭和三十三年二月二十八日

国語問題に関する件

○山下委員長 これより会議を開きます。前会に引き続きまして南極地域編制に関する調査を進めます。質疑の通告がございますからこれを順次許すことにいたします。佐藤次郎君。

○佐藤(調)委員 国民の期待していた南極編制も、不測の天候によって不首尾に終り、まことに残念にたえませぬ。一昨年は宗谷の出発に当り方方を三唱して送った関係上、ひとしお感深いものがあります。この際文部大臣から統合本部長として、まず今度の計画が何で失敗したか、その結果などにつきまして概略の御説明を率直に承わりたいと思います。

○松永國務大臣 御承知の通り南極編制が成功することができなかったことはまことに残念に存じております。この成功するのうな面が想像せられておるものであります。さらにまた研究せられつつあるものであります。やばり問題は整備が不十分であった、すなわちあの昭和基地に対しては、今度やり直した宗谷の整備、その力ではやはりとうていこれは達成困難じゃなからうかというふうに感ぜられるのです。私はその点についてはしろうとでありますから、よくわかりませんが、きのうも学術会議会長からいろいろ説明を承わりましたが、まさにそういう点が原因の一つではないかというふうに考えております。

○佐藤(調)委員 少くも国費十五億という巨費を授け、人命の不安を感じつつも、十五頭の樺太犬を除いては比較的犠牲も少く、一行を迎えることは不幸中の幸だと思えます。ただ何によっても日本の科学のおくれおるのと、また宗谷の能力の足りなかつたことは、今後の科学教育あるいは教育行政に対して何らかの示唆を与えたいと思えますが、大臣はそれをいかが考えておられますか、お尋ねいたします。

○松永國務大臣 御承知の通りこうしてこの問題が成功することができなかった点については、わが国の科学技術教育の将来にも相当研究をせなければならぬ問題であり、さらに憂慮せなければならぬ問題だと心配いたしております。しかしながら三月の半ばごろには、一年間越冬いたしておりました十一人の人々と永田隊長あたりも帰還せられるというふうに考えておりますので、その上でその原因が那邊にあったかということ、並びにその一年間の越冬の期間内においてどういう効果を上げられたか、その研究のいきさつ、効果等についてもよく伺った上で、われわれは将来に対する考え方を新たにしたいというふうに考えております。

○佐藤(調)委員 私たちもいろいろ議論はありますが、越冬隊員の並々ならぬ苦心、松本船長初め永田隊長らの苦勞は国民とともに感謝しております。ただ私たちが感謝をするだけではないかもしれません、今度のこの苦しい経験によって今後をどういうふうに生かしていくかということについては、いずれ永田隊長も三月には帰られるのであります。大臣としては何らかの構想をお持ちになれるのか。自然のきびしいということは、昨日も同僚委員から質問がありまして、学術会議会長からもいろいろ伺ったわけでございますけれども、越冬隊及び今度の船の問題について、大臣はその責任者として何か考えておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

○松永國務大臣 私といたしましては、国民のあれだけ絶大な支援のもとにこの編制隊を派遣いたしました。そして現地において並々ならぬ苦勞をせられたことでございますから、そのとうとき経験を生かして、何とかしてこの編制を続行したいというふうに考えておることは、これはもう当然のこととであります。しかし問題は、今も申し上げておるように、三月の中ごろ帰還せられる越冬隊の人々並びに永田隊長あたりの御説を承わって、そうしてそれに基づきまして現在の宗谷をさらに整備を新たにすべく来年も継続できるかどうか、そうなりますれば大した経費も時目もかからずにはできないのであります。それがどうしてもできないというところになりますと、相当巨額の費用の御協賛を仰がなければならぬことはもちろんであります。さらに適当な、堅実な向うへ出す船を新造す

るには、二年なり二年半なりの日子がかかるのであります。それに対してどうするかということを一つ新たに研究せなければならぬと考えておる。いずれにいたしましても、繰り返して申します通り、現地で働かれた人々の帰還せられた上でのその体験談、その研究等に待つて善処していきたいというふうに考えております。

○佐藤(調)委員 島居長官にちよっとお伺いします。今大臣が言われたように、永田隊長の意見を参考に今後また新しく考えられるいろいろなことがありますが、ただ宗谷にかかわるような船が今日本にないのか。先回もお尋ねしたわけでございますが、何らかの方法で、外国船にたよらないで南極の編制をやることのできないのか。私たちは、松本船長があの大自然と闘いながら、宗谷の能力の足りないことに切歯扼腕しておられることと思えますが、宗谷にかかわるような船があるのかないのかということを専門家の立場としてお伺いしたいと思います。

○島居政府委員 一番最初に予備編制に出かけるときからの問題であったのであります。しかし一年足らずという期間を前提にして考えられたときに、国鉄の宗谷丸と海上保安庁の宗谷が候補に上つたのであります。そのほかの船には適当な船は実にはなかつたのであります。しかし国鉄の方の船はいろいろの関係でいけなかつたので、私の方の船に行つてもらうということに

ります。ただ私たちが感謝をするだけではないかもしれません、今度のこの苦しい経験によって今後をどういうふうに生かしていくかということについては、いずれ永田隊長も三月には帰られるのであります。大臣としては何らかの構想をお持ちになれるのか。自然のきびしいということは、昨日も同僚委員から質問がありまして、学術会議会長からもいろいろ伺ったわけでございますけれども、越冬隊及び今度の船の問題について、大臣はその責任者として何か考えておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

○松永國務大臣 私といたしましては、国民のあれだけ絶大な支援のもとにこの編制隊を派遣いたしました。そして現地において並々ならぬ苦勞をせられたことでございますから、そのとうとき経験を生かして、何とかしてこの編制を続行したいというふうに考えておることは、これはもう当然のこととであります。しかし問題は、今も申し上げておるように、三月の中ごろ帰還せられる越冬隊の人々並びに永田隊長あたりの御説を承わって、そうしてそれに基づきまして現在の宗谷をさらに整備を新たにすべく来年も継続できるかどうか、そうなりますれば大した経費も時目もかからずにはできないのであります。それがどうしてもできないというところになりますと、相当巨額の費用の御協賛を仰がなければならぬことはもちろんであります。さらに適当な、堅実な向うへ出す船を新造す

るには、二年なり二年半なりの日子がかかるのであります。それに対してどうするかということを一つ新たに研究せなければならぬと考えておる。いずれにいたしましても、繰り返して申します通り、現地で働かれた人々の帰還せられた上でのその体験談、その研究等に待つて善処していきたいというふうに考えております。

○佐藤(調)委員 島居長官にちよっとお伺いします。今大臣が言われたように、永田隊長の意見を参考に今後また新しく考えられるいろいろなことがありますが、ただ宗谷にかかわるような船が今日本にないのか。先回もお尋ねしたわけでございますが、何らかの方法で、外国船にたよらないで南極の編制をやることのできないのか。私たちは、松本船長があの大自然と闘いながら、宗谷の能力の足りないことに切歯扼腕しておられることと思えますが、宗谷にかかわるような船があるのかないのかということを専門家の立場としてお伺いしたいと思います。

○島居政府委員 一番最初に予備編制に出かけるときからの問題であったのであります。しかし一年足らずという期間を前提にして考えられたときに、国鉄の宗谷丸と海上保安庁の宗谷が候補に上つたのであります。そのほかの船には適当な船は実にはなかつたのであります。しかし国鉄の方の船はいろいろの関係でいけなかつたので、私の方の船に行つてもらうということに

かりすれば帰ってきますので、いろいろ研究を重ねた上でまた皆さんと御相談しようと考えております。

○河野(正委員) いずれにいたしましても、いろいろ論議いたして参りましたが、具体的な今後の措置につきましては、あと半月いたしますれば現地から永田隊長以下御帰還でございますので、その後において、今後は適切な対策を講じていただくように心からお願ひ申し上げたいと思ひます。

最後に、これは委員長にお取り計らいをお願いしたいと思ひますが、国内におきましてもあるいはまた国会、ことに文教委員会におきましても、いろいろ南極観測を中心としての論議が重ねられて参りました。しかしながら永田隊長以下、あるいはまた宗谷の松本船長とか、現地の方々がきわめてなみなみならぬ御苦勞をなされて参ったことにつきまして、私ども衷心から敬意と感謝をささげなければならぬと考えておりますので、文教委員会として現地の宗谷に対しまして感謝の決議の電報でも打つていただきませうと思ひます。この点せひとも御賛同をいただきます、これをお願い申し上げます。

○山下委員長 ただいま皆さんのお聞きの通り、河野君からの動議でございますが、南極観測隊員に対して、苦闘されましたことに対して感謝の決議をなして、電報その他で伝達の方法をとりたいということでございますが、それを採択することに決定して御異議ありませんでしょうか。

○山下委員長 御異議の声もないようでありますから、それでは採択することに決定いたします。

その取扱い、文案等については委員長におまかせをお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○山下委員長 御異議の声を聞きませぬから、さよう決定をいたします。

○山下委員長 次に国語問題に関する調査に入ります。質疑の通告がございますから、これを順次許します。大橋忠一君。

○大橋(忠)委員 今から二十数年ほど前に私が満州におりました当時、当時延安におりました毛澤東が漢字をやめて表音文字にするということを聞きまして、私はこの漢字ではとても満人の無学文盲を救つて、そうして文化国家を作ることではできないというので、日本のかなをもう少し合理化し、もう少し科学的にしたところの満州がなというものを作つたらいいだろうというのを提議いたしました。満州国政府においてこれを採扱いたして研究することになったような次第であります。しかるに今回の新聞報道によりまして、と、中共政権におきましては、いよいよローマ字を採用することに腹をきめて、この漢字にローマ字のルビを付して、そしてまずシナの言葉の発音を全国的に統一するといふ準備段階にいよいよ入つたのであります。これは非常に重大なるできごとでありまして、これが完成された時に一体シナという国はどんな国になるか。文字の困

う言葉がもう間違っているくらい日本語に同化してしまつておりまして、日本語であり、日本語であると言つても差しつかえないくらいであります。ところがその反面においてローマ字というものが、戦後一戦前でもありましたが、相当はやつてきております。そしてこのローマ字を知らなければ社会生活にも非常に不自由を感じるということになつてきたことも事実でございます。従つて固有のひらがな、かたかなのほかに漢字を交え、さらに今度ローマ字をたたき込んでいかなければならぬといふのでございますから、これは非常にむずかしいことでありまして、けれども、御指摘になりましたように、今の現実の社会状態は、やはりローマ字が相当使われてきており、またこれなくしては完全な取引等にも困難を来すといふふうになつておりますので、文部省といつたしましても国語審議会等の建議もありませんので、こういうものに基いて今研究を盛んに進めておるような次第でございます。

○大橋(忠)委員 国語や文字の改良といふことはなかなか困難な問題でありまして、急激にこれをやるということではなくかなかむずかしいのであります。さきにトルコにおいてケマルパシヤがやつた、そして今回は中共がやろうとしておる。これは二度目でありまして、この中共の文字の改革については最近周恩来が全国大会において相当長い演説をやつております。これなども一つよく御研究になつて、そうしてこの国語の改善の参考にしていただきたい。察するところ、まだ文部当局においてはあまり深くこの点を御研究になつておられないようでありまして、今からでもおそくない、一つ真剣に御研究になつて、そうしてこれが対策を立てていただきたい、こういうふうには思つておるのであります。

それから第二にお伺ひしたいことは、科学技術であります。平和国家である日本の理想といふものは、科学技術を高度に発達せしめて、そうして領土や資源が乏しくても十分大世帯をささえていくことができる程度にまで科学技術を発達せしめなければいけません。米ソの争いにいたしましても、これはイデオロギーの争いではありませぬ。私どもの長年の研究によると、結局領土と資源を目標にしたところのアップングロサクション、スラブ民族の世界制覇ということがその本質である。そこで平和国家として運命づけられた日本は、科学技術を高度に発達せしめ、そうして領土や資源なくしても十分やうていけるというところまで進めるのが理想であらうと思つております。しかるに従来の日本の科学技術といふものがどうしても欧米にかなわない、十年ないし二十年おくれであるというものが学者、先生の定説であります。日本人の頭といふものは、学者の説によりますと、ドイツ人などよりかえつていくらいである、それにもかかわらずなせかくのごとく日本の物質文化といふものがおくれであるのか、私はその一つの重大なる原因としては、やはりこの文字の問題——アメリカなんかに行つてみますと、このくらしい小さな子供がわれわれが読めぬくらしいの専門書を平気で読んでおります、われわれの読めぬくらしいの雑誌を平気で読んでおる。ところがこれはわが国においては、義務教育を終つてもまだ読み書きができない。いなかへ参ります

語に同化してしまつておりまして、日本語であり、日本語であると言つても差しつかえないくらいであります。ところがその反面においてローマ字というものが、戦後一戦前でもありましたが、相当はやつてきております。そしてこのローマ字を知らなければ社会生活にも非常に不自由を感じるということになつてきたことも事実でございます。従つて固有のひらがな、かたかなのほかに漢字を交え、さらに今度ローマ字をたたき込んでいかなければならぬといふのでございますから、これは非常にむずかしいことでありまして、けれども、御指摘になりましたように、今の現実の社会状態は、やはりローマ字が相当使われてきており、またこれなくしては完全な取引等にも困難を来すといふふうになつておりますので、文部省といつたしましても国語審議会等の建議もありませんので、こういうものに基いて今研究を盛んに進めておるような次第でございます。

○大橋(忠)委員 国語や文字の改良といふことはなかなか困難な問題でありまして、急激にこれをやるということではなくかなかむずかしいのであります。さきにトルコにおいてケマルパシヤがやつた、そして今回は中共がやろうとしておる。これは二度目でありまして、この中共の文字の改革については最近周恩来が全国大会において相当長い演説をやつております。これなども一つよく御研究になつて、そうしてこの国語の改善の参考にしていただきたい。察するところ、まだ文部当局においてはあまり深くこの点を御研究になつておられないようでありまして、今からでもおそくない、一つ真剣に御研究になつて、そうしてこれが対策を立てていただきたい、こういうふうには思つておるのであります。

と、ほとんどルビのつかない新聞、雑誌は読めない、非常な知識の程度に相違でありまして、かくのごとき文字の負担というものが国民の頭脳に重くかかっておつては、どんなに努力しても科学技術は発達しない。私は今日までよくきたものだと思ふ。これは中国と違ひまして、日本はかなという補助文字があるがために、そうして日本国民の非常なる勤勉性によつて、私はここまでできたのだらうと思ふ。そこで私は今後わが国の科学技術を高度に発達せしめるためには、どうしても日本の文字を改良して、少くともこれを音標文字にする必要があると思つておるのであります。

さらに民主主義の普及であります。が、結局選挙に金がかかつて、そうして民主主義というものがうまくいかない、政党が腐敗するというのが根本原因は、結局わが国の有権者が民主主義の本領をわきまえない、理解力が足りないというところからきておるのであります。この民主主義の完成という点から見ても、どうしてもこの文字というものを改良して、もう少し民知が発達するように、そうして政治力というものが民衆の間に浸透するようにせぬことにはいかぬ、こういう見地からいって、どうしても私は文字を簡素なものにして、エネルギーをその方面に使う必要のないようにする必要があるので。また文章を——よく御承知の裁判が非常におそい、昭電事件のごときは十年以上もかかっているというような情ない状態の原因の一つは、やはりこの証書書類を作つたりするのは非常に手数がかかる、タイプライターを使えば一日でできることが一月もかか

る、裁判の遅延の根本原因も私は文字の関係、タイプライターが使えないという関係だらうと思ふのであります。従つて裁判が早くできるためにも私は国字の改良ということが必要だらうと思ふのであります。

さらに私がアメリカにおる当時に、シアトルというところにおつたのであります。三井物産の出張所が百人以上の人を使つておる、またアメリカのある粉屋がありましたが、それが八人の人を使つておる。ところがタイプライターを使つて、そうして八人仕事をやつていく、この八人のアメリカの商社の取引額と、百人以上使つておつた三井物産の出張所の取引額は同じである。そこでどうしても日本の方では賃金の安い勤労者を多数に使わぬことにはやめていけない、従つてタイプライターその他のテレタイプ、文明の利器を使い得る言葉にせぬことには、とても貿易上、商業上の競争においても太刀打ちできないのじやないか、現に日本の日興証券という会社におきましては、現在ローマ字でやつておる。そうでありまして、タイプライター、テレタイプその他の利器を一億円の巨費を投じて買ひ求めた、ところがほとんど原価を償つて、数年ならずして一億圓くらいのものはかせいでしまつた。こういうような現実が現われておるのであります。この商工業の上において外国と競争する上からいって、どうしても国字を改良してかからぬと私はためである、こういうふうにしておるのであります。私は文部当局として、こういう問題についてどういふお考えをお持ちになつておるか、お伺ひしたいと思ひます。

○松永國務大臣 御説のような点は、常々国語審議会の決議等にも現われております。十分了承いたしました。ことに御指摘になりました、世界共通、人類共栄共存の建前の上からいって、やはり言語、文章が非常な支障をなしておるということも御説の通り、さらに裁判の遅延等の点についても私も体験いたしております。まさに御説の通りです。でありますから、こうした文字の改良、文字の簡素化、こういうことはもちろん必要と思ひますけれども、なかなかこれは一朝一夕には改善はできません。しかしながら志ありますと、時をふるに從つて徐々に善導していくということはできると思ひます。ことに私どもたゞいま痛感いたしておりますのは、私どもは遠く九州の端の生まれでございますが、私どもの生まれたところの方言、地方語ですが、それは今から二十年くらい前までは、全然東京の人が行つて聞いてもわからなかつた。ところが今日では、これは小学校、中学校の教育のしからしむるところであります。やは一貫した言葉をみんな使うようになり、よくわかつて参りました。従つて御説のような文字並びに言語の改善等につきましても、時をふるに從つて何とか是正していきたいというふうな考へております。幸いに文部省では国語審議会、そのあたりでもいろいろな建議もたせられて、言語の簡素化等も建議いたしております。そういう点を参考にいたしまして、御説のように徐々に一つ善導していく、こういうつもりであります。

○大橋(忠)委員 御方針はなはだけつこうであります。現実を見ますと、どうもそれに逆行したような傾向がちよいちよい見えるようでありまして。終戦当時から略字を非常にお作りになつた、あるいはかなづかいをわかるといふにされた、あるいは話言葉と書き言葉を一致させるようなふうな指導された、相当進歩の跡は見えますが、最近に至りますと、どうもまた漢文を復活する。中国においてもやめんとおるところの漢文を復活するとか、あるいはローマ字の時間を減らすとか、あるいは教科書を用いさせないとか、いろいろ時代に逆行するやうな傾向がちよいちよい見えるのであります。そこで私はこの国語審議会、はなはだけつこうであります。もう少しこの国語審議会というものを根本的に改組されて、有力な権威あるものをお作りになる、そうしてこの会をして国語対策の向う大本をまず決定する。将来音標文字にするのだ、それにする準備としてこれこれのことをやっていくのだというやうな大本を決定せしめた上に、さらに細目に入つて、それから具体的にどうするかというふうな準備を急速に音標化の方向に向つて進めないと、中共の方が早くやつてしまつておるといふやうな出ましますと、私は再び支那に留学生を送らなくちゃならぬというやうな事態にまでなるのじやないかという考へを是非に心配しておるのであります。従つて国語審議会をお作りになつても、そのメンバーが現状維持的の、どうも現在の義務教育を出ても読み書きがでぬ、これは漢字の知識が足りないのだから、それをもとにしてこれを訂正するやうな努力をなすの、在来の国語科を出したとか、

あるいはその他国語を現状維持にすることを利益と考へるやうな種類の委員をして審議させても、絶対に進歩しない。従つて革新的な、どこまでも先を見てどんどん改良していく、そういう種類の委員をもつて構成されたメンバーによるこの審議会を作つていただきたいと思ひますが、どうでありませうか。

○松永國務大臣 御説のように一つやつてみたいと思つております。ただしかし、この国語審議会の今日までの歴史、伝統、姿等につきましては、内閣府委員がよく承知いたしております。新米の私が申し上げるよりも、北阿政府委員から申し上げる方がよく徹底すると思つております。御了承願ひます。

○北阿政府委員 国語審議会につきましても、ずいぶん長い歴史を持つておりました。従つてその間に順次新しい国語に関する方策を出してきておりました。この方向につきましては十分御承知のところでありまして、当用漢字からかなづかい、それから話し言葉の改善、正書法の問題、官庁用語、あるいは法令用語の改善、それから文書の横書き、こういうやうなものが続々と国語審議会の意見として出されて、それが採用されて今日に至つておるわけでございます。官庁の文書の横書きにつきましては、内閣から通達を出してこれを官庁に実施させるといふことになり、それから当用漢字、かなづかい等につきましても、告示で出されたものが教科書の上で採用されて教育の上で用いられておる。それからまた學術用語の改善が別途出されておりました。

て、今日までかなり多くの学問の分野について当用漢字とかな書きによつて學術用語を変えていくというふうな方向も出ておるわけでありませう。

御指摘のように、國語審議会が大へん保守的であつて、先へ進んでいく方向をとらなないといふことは、どうも納得いさかぬのでございませうが、ただ実際にやつていくとする場合に、考え方としては、問題が國民全体の言語、文化の問題にかかわつてくるから、國民全体のものとしての言葉、文字、こういうふうな考案方に立つてお

りませう結果、協力される分野をそれぞれ開拓していくという意味で漸進的であることは現実でございませう。しかしその國語審議会の線に、たとえば報道関係であるとか、放送の関係であるとか、そういうマス・コミの方々も同調され、また産業界の方々も同調されて、そういう意味で徐々に進んでいるわけがございませう。國民全体についての言語がすつかり変る、文字がすつかり変るといふ時期まではまだ多少時間があると思ひますが、その線に進められておられますので、國民大衆の支持を得てその線に進んでいくというふうな意味で、現実に進んでいる点を御了承いただきたいと思ひます。

なお國語審議会の方としましては、漢文の復活とかいうようなことは全然考へていないわけではございませぬ。この点は別の方の、現在の教育課程の改善の上で考へられておる線ではございませぬので、國語審議会ではありませぬから、御了承いただきたいと思ひます。

○大橋(忠)委員 かし地名、人名なんか当用漢字にないようなむずかしい字があります。特に除外的に今なお使

われている。これなんかはやはり國語審議会の問題になつたと聞いておりますが、こういうような時代おくれのむずかしい字を使つて人名や地名を表わす必要はない。これはかなとどうもかなにすれば私はいいと思ふ。ちよつと信州にちの町とあるが、これはかなでちの町となつていて非常にわかりやすい。こういう問題さえ國語審議会では、むしろ消極的な反動的な考案でやつておられたと聞いておりますが、その点いかがです。

○北岡政府委員 國語審議会が地名、人名等について別途の当用漢字以外の部分を残してしまつたという点を御指摘になつておられるかと思つてございませぬ。地名、人名の書き表わし方については、その後いろいろ考へられておりました。当用漢字の作成の上では地名、人名は差しつかえない限りかな書きにしようといふふうな御考へをしておりまして、もちろん地名、人名を全部かな書きにしるというふうな線までは出しておらないのですが、当用漢字なるべく使い、当用漢字以外の文についても差しつかえない限りかな書きにするようにといふふうな趣旨は、國語審議会としてつとめておるわけがございませぬ。別に当用漢字以外にそういうものを無理に残そうといふような考案も持つておるわけではございませぬので、御了承いただきたいと思ひます。

○大橋(忠)委員 何か当用漢字をふやすといふようなことが新聞に出たようでありませぬが、これはほんとうですか。

○北岡政府委員 当用漢字は今千八百五十文字でございませぬが、その千八百五

十字を加除しようという計画がございませぬ。あの中にある比較的用いられる他の漢字のうちで当用漢字として採用すべきであるといふようなものを検討してみようといふので、二十八字ほどの減らすものと加えるものといふふうな考案方をとつて、一応検討いたしてあります。これは世論を聞いてからその方向に進もうといふので、目下その趣旨を発表しただけで、当用漢字の方は公けに内閣告示で発表するわけがございませぬが、その内閣告示で発表する段取りまではいつておりませぬ。今のところそんなふうな段階でございませぬ。

○大橋(忠)委員 最後は、これはケマールパシヤや毛沢東のような場合に、日本の政界政治の現状においてはやることはできぬ、これは私は認めております。しかしながらよほどこれは急いでやらないと、私はすべての面において立ちおくれしてしまうと思つております。私は長く外国におつた者であります。アメリカなどを見ると、向うは何でもばつぱつと改める。日本の方はまるで眠つておるやうなものだ。それを多数の人間と勤勉性でよくよく補つてこまできたのであります。最大の重荷であるところの漢字をいかにして駆逐するかといふ問題について、もつと積極的に一歩民衆より進んで、私は当用漢字のごときも今よりも減らすといふ原則をきめて、文部大臣から御指示になつて、減らすものは、どんどん減らしていきなさいといふふうな方針をきめていただきたい。そうしてよほど急がないと、これはもう日本はだめです。立ちおくれちゃつてだめです。そこでわれわれ同志がきょうも寄りまして、結局

これは国会内外にわたつて猛烈なPRをやる。プロパガンダをやる。そうしてこの次の解散後の国会においては一つ決議案を出そうじゃないか、そうして賛成者のわれわれ全部で国字の改良を一つ政綱の中に掲げようじゃないかといふようなことを、実は申し合はせてきたのであります。こういうふうなことはわかつておるのでございませぬが、今まで手がつかかなかつた。お隣のあの文字を作つた中共において、漢字をやめてしまふといふような運動が起る。そうすると、日本だけが時代おくれのエジプトの象形文字みたいなものを使つておつて、どうして日進月歩の宇宙時代に即応することができぬか。今でも非常な反対論者があるやうであります。必ず私はこの運動は勝つておらうと思ふ。今非常な熱意をもつて国会議員の中の有志がよりより協議中であるのでありますから、この意味も一つ御勘案になつて、文部当局としても古い時代のノスタルジヤを捨て、前途の遠い先のことを見て、一つ国字政策を英断的にやつていただきたい。そうしてそれがためにもまず第一歩として、現行の審議会の委員を、現状に保つことが有利であるといふやうな委員を捨て、やはり先の夢を持つた、もつと想像力のたくましいところの委員に取りかえて、そうしてどしどし進歩的方向に國語審議会をもつていきなさい、こういうふうに思つておるのであります。私はこの際文相にお尋ねしますが、どうか文相の残された非常な大きな足跡として、その方向だけをたつてでもいただければ非常に私には大事業だろつと思つておりますが、どんなものでしょうか。やつ

ていただけでございませぬか。

○松永國務大臣 御指摘の点は重々もつともだと存じております。ただし何か何とかやりたいと思ひますけれども、やるだけの寿命があるかどうかもわかりませぬが、しかし熱意だけは持つております。何とか一つやりたいと思つております。

○鈴木(義)委員 私も大橋委員の質問に関連して若干御質問いたしたいと思ひます。大橋委員が一通り質問されましたので、加えるべきものがあまりないのであります。私の立ちまされたのは、この問題は超黨派的に考へなければならぬ大問題である、そういう意味で社会党からも質問をすることがよからうと思つて立つたのであります。別に黨議を経るわけはございません。個人の方でありますが、党内ではこの趣旨に反対する者は一人もいないことを確信いたしております。またわが黨の文教政策の基本問題として、言語、文字の簡素化といふことは立憲以来主張いたしておるのであります。その趣旨に沿つて申し上げるわけがございませぬ。本来これは内閣全体の最高政策として考へてもらいたい問題でありますから、總理大臣の出席を求めて、岸内閣が一体本氣になつてこれをやる気があるかといふことを確かめたいのであります。文部大臣でも、そういう總理の気持もよくわかつておりましたら、がまんをいたしませんか、どうか一つ責任ある御答弁をお願いいたします。

これは国会内外にわたつて猛烈なPRをやる。プロパガンダをやる。そうしてこの次の解散後の国会においては一つ決議案を出そうじゃないか、そうして賛成者のわれわれ全部で国字の改良を一つ政綱の中に掲げようじゃないかといふようなことを、実は申し合はせてきたのであります。こういうふうなことはわかつておるのでございませぬが、今まで手がつかかなかつた。お隣のあの文字を作つた中共において、漢字をやめてしまふといふような運動が起る。そうすると、日本だけが時代おくれのエジプトの象形文字みたいなものを使つておつて、どうして日進月歩の宇宙時代に即応することができぬか。今でも非常な反対論者があるやうであります。必ず私はこの運動は勝つておらうと思ふ。今非常な熱意をもつて国会議員の中の有志がよりより協議中であるのでありますから、この意味も一つ御勘案になつて、文部当局としても古い時代のノスタルジヤを捨て、前途の遠い先のことを見て、一つ国字政策を英断的にやつていただきたい。そうしてそれがためにもまず第一歩として、現行の審議会の委員を、現状に保つことが有利であるといふやうな委員を捨て、やはり先の夢を持つた、もつと想像力のたくましいところの委員に取りかえて、そうしてどしどし進歩的方向に國語審議会をもつていきなさい、こういうふうに思つておるのであります。私はこの際文相にお尋ねしますが、どうか文相の残された非常な大きな足跡として、その方向だけをたつてでもいただければ非常に私には大事業だろつと思つておりますが、どんなものでしょうか。やつ

ていただけでございませぬか。

○松永國務大臣 御指摘の点は重々もつともだと存じております。ただし何か何とかやりたいと思ひますけれども、やるだけの寿命があるかどうかもわかりませぬが、しかし熱意だけは持つております。何とか一つやりたいと思つております。

これは国会内外にわたつて猛烈なPRをやる。プロパガンダをやる。そうしてこの次の解散後の国会においては一つ決議案を出そうじゃないか、そうして賛成者のわれわれ全部で国字の改良を一つ政綱の中に掲げようじゃないかといふようなことを、実は申し合はせてきたのであります。こういうふうなことはわかつておるのでございませぬが、今まで手がつかかなかつた。お隣のあの文字を作つた中共において、漢字をやめてしまふといふような運動が起る。そうすると、日本だけが時代おくれのエジプトの象形文字みたいなものを使つておつて、どうして日進月歩の宇宙時代に即応することができぬか。今でも非常な反対論者があるやうであります。必ず私はこの運動は勝つておらうと思ふ。今非常な熱意をもつて国会議員の中の有志がよりより協議中であるのでありますから、この意味も一つ御勘案になつて、文部当局としても古い時代のノスタルジヤを捨て、前途の遠い先のことを見て、一つ国字政策を英断的にやつていただきたい。そうしてそれがためにもまず第一歩として、現行の審議会の委員を、現状に保つことが有利であるといふやうな委員を捨て、やはり先の夢を持つた、もつと想像力のたくましいところの委員に取りかえて、そうしてどしどし進歩的方向に國語審議会をもつていきなさい、こういうふうに思つておるのであります。私はこの際文相にお尋ねしますが、どうか文相の残された非常な大きな足跡として、その方向だけをたつてでもいただければ非常に私には大事業だろつと思つておりますが、どんなものでしょうか。やつ

これは国会内外にわたつて猛烈なPRをやる。プロパガンダをやる。そうしてこの次の解散後の国会においては一つ決議案を出そうじゃないか、そうして賛成者のわれわれ全部で国字の改良を一つ政綱の中に掲げようじゃないかといふようなことを、実は申し合はせてきたのであります。こういうふうなことはわかつておるのでございませぬが、今まで手がつかかなかつた。お隣のあの文字を作つた中共において、漢字をやめてしまふといふような運動が起る。そうすると、日本だけが時代おくれのエジプトの象形文字みたいなものを使つておつて、どうして日進月歩の宇宙時代に即応することができぬか。今でも非常な反対論者があるやうであります。必ず私はこの運動は勝つておらうと思ふ。今非常な熱意をもつて国会議員の中の有志がよりより協議中であるのでありますから、この意味も一つ御勘案になつて、文部当局としても古い時代のノスタルジヤを捨て、前途の遠い先のことを見て、一つ国字政策を英断的にやつていただきたい。そうしてそれがためにもまず第一歩として、現行の審議会の委員を、現状に保つことが有利であるといふやうな委員を捨て、やはり先の夢を持つた、もつと想像力のたくましいところの委員に取りかえて、そうしてどしどし進歩的方向に國語審議会をもつていきなさい、こういうふうに思つておるのであります。私はこの際文相にお尋ねしますが、どうか文相の残された非常な大きな足跡として、その方向だけをたつてでもいただければ非常に私には大事業だろつと思つておりますが、どんなものでしょうか。やつ

それは決して従来の漢文とか、漢字を、
芸術として、古典として、あるいは専門
学として、大学、大学院等における
研究から除外するわけじゃないんだ。
まずまずこれは保存をされ、育成もさ
れていくであろう、けれどもそれは一
部少数の専門家がやる仕事となること
は、物理学、医学、ほかの学問と同じ
であります。一般民衆はこの簡単な文
字で読み、語り、音信を交換する、こ
ういうふうにしてしようというのであり
まして、まず第一に、中国内にある五十
の異なる民族は異なる文字、言葉
を持っておる。チベットであるとか前
族とか、いろいろそういうものが一つ
の言葉で語れるように仕向けていくの
であるということに申してお
る。やがて世界は一つの言葉で語れるよ
うになるだろうということを周恩来は
申しておるのであります。私は必ず遠
い将来においてはそうなると思う。現
にこの演説の中にもあるが、アルファ
ベットを使っておる国は六十余カ国あ
る。漢字でやっておるのは日本と中国
だけである。中国は略字を採用するに
当って、日本で略した国という字であ
るとか、いろいろな日本でうまく略し
たものはすぐこれを拝借して、そのま
ま使うことにしておるというほど、非
常に度量が大きいのであります。この
ことを考えると、日本においても、こ
れは一つ思い切つてやらないと、ただ
唯一の漢字を使っておる国として取り
残されるおそれがあるわけでありま
す。国語国字政策として、この内閣で
一つ一大調査会なり委員会をお作りな
らう、これも何年でもよろしいという
ゆうちょうなことは言わないで、一年か
そこいらの期限を切つて、——専門家

に尋ねると、どうもいろいろ利害得
失、長所短所を述べるので、聞けば一
々もつともなんです。それだから、
ちゆうちよし、よろめいて、結局ほん
とうの改革はできないでしよう。なか
なかそれに手がつけられない。です
から、長所短所はおのずからあるが、今
周恩来が述べたような長所というもの
は——中国語が世界に進出していき、
世界の人々と自由にコミュニケーション
ンができるということは何にもかえが
たい利益であるから、ぜひ一つこれはや
ろうじゃないか、こういうことを演説
の中に高調しておりますが、確かにそ
うなると思う。私も中国を旅行し、
あるいは新聞を見、すべてそれがロー
マ字でルビがふつてありますならば
便利です。この間筆談をやつてみた
が、わからない。われわれ正式に習っ
たむずかしい漢字で、あちらでは略字
でもって勉強している人が多いから、
実は筆談もできないのであります。ま
が、ローマ字が使えるということにな
れば、これは非常に便利であるとい
うことを考えておる。日本においても同
様である。世界の人々が日本に來、日
本人が外国に行つて、やはり日本の言
葉をローマ字でもって表現する。地
名、人名などはよく問題になりますけ
れども、ことに歴史上の人名などは問
題になります。みなやはりローマ字
のルビをふることによつて、かな書き
もけつこうでありますけれども、これ
は世界的にすることができるとい
ます。そういうふうにして、一つ思い
切つた改革をおやりになる意思がない
かということを私はお尋ねするのであ
りまして、もっと言葉を簡易にし、や
さしくする。私も実は国会に入った

ためにだいたい演説が上手になった。最
初のころは、お前の演説はむずかし
くわからぬ、もっとやさしく言えと
いうが、どう言えやさしいのか、私
にはよくわからなかつた。当りまえな
ことを言っているつもりなんだけれど
も、聞いている人はむずかしいと言
う。だんだん年を経るにつれて、なるほど
自分はむずかしいことばかりしやべつ
ておつたなということがわかりまし
て、このころは、ここではあまりやさ
しい言葉をわざと使ひませんけれど
も、かんで含めるような言葉を使つて
選挙演説などをやると、投票も非常に
よく集まる。(笑聲)これはやはり大切
なことでありまして、文部大臣もその
点については御異存はなからうと思
う。どうか一つまじめに、この問題
一つ、革命事業をやるような気持で、
お隣の中国は共産主義の国だ、あれの
やることはまねたくない、そういうお
考えがあるかもしれない、そういうお
義をまねろというのではないのであり
ます。やっておること、よいことは
遠慮なくまねるべきである。私はまね
なければならぬと思うことをたくさん
見て参つたのであります。そうして思
ひ切つてやっておる。この勇氣と、断
行する力が必要であります。どうも文
部大臣は心細いことを言う。いつまで
この内閣の寿命が続くやらなどとい
う。そういうことははなはだ遺憾であ
ります。一つ大いにブッシュしますか
らして、松永文部大臣の時代にわが國
の国語国字の改革に手をつけた、その
方が東京都知事になるよりはなんぼ歴
史に残るかかわらない。(笑聲)どうか
一つそのことについて責任ある御答弁
をいただきたい、こう思うのでありま
す。

○松永国務大臣 鈴木委員のお説はご
もつともです。平素私が考えておるの
もそこなんです。しかし、御指摘にな
りましたように、周恩来の演説になる
ほどいいことを言つておられます。だ
がしかし、それは国情を異にし、歴史と
伝統を異にしておられますし、ことに文
字に対する国民の感情、觀念が違つて
おりますから、一がいにそれを採用す
るといふわけにはいきませんと思いま
す。しかしながら、御説のようにまこ
とに、先ほど来大橋委員からも申され
たように、かながあるところへもつて
きて漢字があり、そうして今日実用的
にはどうしてもローマ字をまじえなけ
ればならぬということになって、非常
に言語といふ文字といふこの問題には
困り切つておるのが現状なんです。幸
いにして標準語は、先ほどもお話が
ありましたけれども、大体今はもう標
準語、東京言葉で話せば、鹿児島端
に行こうと北海道の端に行こうと通用
いたすようになっております。ただ文
字だけを仰せの通りもつと簡素にし、
そうしてもつと文字の研究に骨を折ら
ぬで、あとの科学その他の学問の方に
学生たちも進むことができるようにせ
なければならぬと思ひます。御指摘に
なりました点は、重々ごもつともと存
じます。

○鈴木(義)委員 文部大臣が予算委員
会の方から呼ばれているので、私にや
めるということでもありますから、この
問題は論ずれば何時間でも尽きませ
んで、問題は展開するし、ローマ字につ
いても考えていただかなければならぬ
と思ひますが、それは他の機会に譲り
ます。ことにこまかい問題は、こうい
うところでやるのは適當でないと思ひ
ますから、別の懇談会のようなときに
述べたいと思ひますけれども、一つ勇
氣を持ち、信念を持って、松永文部大
臣の時代に研究されて、委員会を作つ
て、——それはいわゆる専門家を網羅
する委員会じゃない。国語調査会が
やっている仕事が決して悪いとは言わ
ないけれども、これは非常に部分的な
仕事である。これは政治的にやらなけ
ればならぬ仕事である。ゆえに、一つ
国家的に最高度の委員会を作つて、そ
うして近い将来に実行に移す、こうい
うことにお願ひいたしたいのでありま
す。

○佐藤(觀)委員 ちょっと一言だけお
尋ねしておきますが、昭和基地が残り
ますね。本観測は放棄したのだけれど
も、機材とか器具といふものはどうい
うふうに処置されるのか。残つた日本
の資材を外国から貸してくれというよ
うな場合には、どういう処置をとられ
るのか。これだけ一つ善後処置として
御答弁願ひたいと思ひます。

○松永国務大臣 その問題も、先ほど
来繰り返して申します通り、現地に働
いた連中が帰つてきますのがあと半月で
ございまして、その上でよく実情を
聞いて、そうして決心したいと存じて
おります。ただし、昭和基地と各
外国の基地とは相当距離があるよう
でございます。果して貸してくれとい
うことを申し込むかどうか非常に疑問
であります。しかし、そういう場合に
は、これはもう世界各國が共通してこ
の観測を成功させたいと努力してお
るのです。従つて環境はこれにはない
ので、従つて環境はこれにはない
ので、従つて環境はこれにはない
ので、従つて環境はこれにはない

かというふうと考えております。しかしながら確固たる意見は、今申し上げた通り、現地で働いた人々が帰りましてから、実情を承わった上で善処したいというふうを考えております。

○山下委員長 それでは委員の方に申し上げます。先ほど申し上げましたように、文部大臣は予算委員会の方から出席を要求されておりますので、予算委員会の方においてを願うことにいたします。

○山下委員長 次に義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案並びに日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。順次その提案の趣旨説明を聴取することといたします。回井政務次官。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案
義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案
（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第一条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。
（教材費の国庫負担）
第三条 国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する義務教育諸学校における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律

第百八十六号）第九條に規定する経費を除く。）の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒（盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒）の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。
（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
第二条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。
（教材費の国庫負担）
第六條 国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する養護学校の小学部及び中学部における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九條に規定する経費を除く。）の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒の心身の故障の区分に応じ、児童及び生徒の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。
（学校図書館法の一部改正）
第三条 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第十三条中「学校の」を「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の」に改め、同条ただし書を削る。
附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 昭和三十三年度までの国庫負担金については、なお従前の例による。
理由
公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部における教材に要する経費について、国庫の負担率を二分の一とするともに、これらの学校の学校図書館の図書に要する経費の国庫負担は、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法により行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部における教材に要する経費について、国庫の負担率を二分の一とするともに、これらの学校の学校図書館の図書に要する経費の国庫負担は、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法により行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部における教材に要する経費について、国庫の負担率を二分の一とするともに、これらの学校の学校図書館の図書に要する経費の国庫負担は、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法により行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部における教材に要する経費について、国庫の負担率を二分の一とするともに、これらの学校の学校図書館の図書に要する経費の国庫負担は、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法により行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の「第一号」を「第一号及び第二号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「その他」を「その他同項の規定による」に改め、同条に次の二項を加える。
3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
4 国は、国立の盲学校、聾学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。
第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、当該都道府県の教育委員会が、「を削り、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。
第四条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。
第五条を次のように改める。
（経費に関する資料の提出）
第五条 盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びこれらの学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料

該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の「第一号」を「第一号及び第二号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「その他」を「その他同項の規定による」に改め、同条に次の二項を加える。
3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
4 国は、国立の盲学校、聾学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。
第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、当該都道府県の教育委員会が、「を削り、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。
第四条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。
第五条を次のように改める。
（経費に関する資料の提出）
第五条 盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びこれらの学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料

該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の「第一号」を「第一号及び第二号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「その他」を「その他同項の規定による」に改め、同条に次の二項を加える。
3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
4 国は、国立の盲学校、聾学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。
第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、当該都道府県の教育委員会が、「を削り、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。
第四条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。
第五条を次のように改める。
（経費に関する資料の提出）
第五条 盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びこれらの学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料

を文部大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 昭和三十三年度までの経費の支弁及びこれに伴う国の負担については、なお従前の例による。
理由
盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に就学する者についても学校給食費の全部又は一部を支弁することとするほか、規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を文部大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 昭和三十三年度までの経費の支弁及びこれに伴う国の負担については、なお従前の例による。
理由
盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に就学する者についても学校給食費の全部又は一部を支弁することとするほか、規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を文部大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 昭和三十三年度までの経費の支弁及びこれに伴う国の負担については、なお従前の例による。
理由
盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に就学する者についても学校給食費の全部又は一部を支弁することとするほか、規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

条ノ三とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ依ル学資ノ貸与ハ一般貸与及特別貸与ノ二種トス

一 一般貸与ハ特別貸与ニ依ル学資ノ貸与ヲ受クル者以外ノ優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ修学困難ナルモノニ対シ之ヲ行フモノトス

二 特別貸与ハ主務大臣ノ定ムル方法ニ依リ特ニ優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ著シク修学困難ナルモノト認定セラレタルモノニ対シ之ヲ行フモノトス

一 一般貸与及特別貸与ニ依ル学資ノ貸与ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二第三項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

特に優秀な学徒であつて、経済的理由により著しく修学困難なものに対し、その高等学校又は大学への進学を保障する目的をもって、特別貸与による学資の貸与を行うこととするとともに、その貸与金の一部を返還を免除することができる規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○日井政府委員 今回政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法等の

一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部の教材に要する経費につきましては、それ

それ義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によりまして、国庫がその一部を負担いたしてあります。今回国及び地方公共団体の負担区分を明らかにするため、国の負担額と同額の地方費を確保するとともに、国の負担額の増額をはかり、もつて教材の充実とPTA会費等を通ずる教材費の父兄負担の軽減に資したいと考えております。また学校図書館の内容の充実に関しましては、昭和二十九年度以来学校図書館法による国庫負担が行われておりましたが、おおむねその充実を見るに至りませんでしたし、また負担金は教材費国庫負担金とほぼ同性質の負担金でもありますので、今後はこれを教材費の中に含めまして、学校図書館の経費的な整備充実をはかることとしたのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして義務教育費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法及び学校図書館法につきまして、それぞれ所要の改正をいたしましたものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

次に今回政府から提出いたしました育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昨年五月、第二十六国会におきまして育学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律が制定され、いわゆる非義務学

年における学校給食の制度が確立されましたが、この制度の実施に伴い、育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正して、これらの学校の高等部に対する学校給食費を新たに就学奨励費の対象とした

ました。次に、現行法におきましては、育学校、ろう学校及び養護学校に就学する児童生徒の就学奨励費は、児童生徒の住所地の都道府県が支弁すべきこととなつておりましたが、同一学校に就学する児童生徒について、住所地である都道府県の異なることにより経費の支給期日の不統一、支給の遅延等の生ずる

さいがあり、かねてから関係者の間におきまして、教育上、事務上の見地からこの支弁方法の改善が強く要望されておりました。よつて今回就学奨励費は学校所在地の都道府県が支弁すべきことと改めるとともに、他の都道府県に住所の存する者について支弁した経費は、事後において当該他の都道府県に、求償できることとしたのであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

さらに、ただいま議題になりました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は年々堅実な発展を遂げ、

今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた学徒はきわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果をおさめて参りました。

しかしながら特に優秀な素質、能力を有する者であっても、経済的事由によつて著しく修学困難な者にあつては、なおその進学を断念しなければならぬことが少なくないのであります。従つてこれらの者に対し、高等学校または大学への進学を保障する制度を創設し、国家社会の発展に重要な英才の育成をはかるため、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考へ、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、学資の貸与を一般貸与と特別貸与の二種に区分したことであり、すなわち、従来行なつてきた貸与が一般貸与であり、特別貸与は特に優秀な学徒であつて、経済的理由により著しく修学困難な者に対し、進学を保障する目的をもつて行う貸与であります。

改正の第二点は、この特別貸与を受けた者が卒業後の貸与金の返還について、過大な負担に苦しむことのないようにするため、その貸与金のうち、一般貸与を受けた場合に相当する額を返還したとき、その貸与金の残額の返還を免除できる規定を新たに設けたこと

であります。

以上申し上げましたのが本法案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ三法律案について十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○山下委員長 ただいま趣旨説明があら

りました三法案に対する質疑は、追つてこれを行うことといたします。

○山下委員長 先ほど河野正君より動議が出ました南極観測隊に対する感謝決議の案文を用意いたしました、朗読いたしますから御了承ください。

極寒荒天の南極の僻地に科学伸展のため、またひいては人類文化向上のため、連日連夜悪戦苦闘せられつ

つも、不幸大自然の猛威にいられず、涙をのんで帰途につかれつつある永田隊長を初めとする南極地域観測隊並びに宗谷乗り組みの各位に対して、本委員会は、全会一致、全国民を代表して深甚の感謝と敬意を表し、無事一日もすみやかに帰国あらんことを鶴首してお待ち申し上げます。

二月二十八日 衆議院文教委員長 山下 肇二

〔拍手〕 御承知を願います。その取扱いは委員長におまかせが願いたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十一分散会

印刷者 大蔵省印刷局

衆議院事務局

昭和三十三年三月一日印刷

昭和三十三年三月三日発行